下記について連絡致します。

【制度要綱第6条の団体所在地の変更】

ST制度要綱第6条第3項の下表について、「日本プラスチック玩具工業協同組合・ 日本空気入ビニール製品工業組合」の所在地を以下のとおり変更する。

	改定	適用日
1.日本プラスチ	(改定前)	
ック玩具工業	〒111-0052	両組合の事業所の移転が完
協同組合の	東京都台東区柳橋 2-22-13	了した平成 24 年 11 月 27
所在地の変更	(改定後)	日とする。
	₹103-0004	
	東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 5 階	
2.日本空気入ビ	(改定前)	
ニール製品工	〒111-0052	
業組合の所在	東京都台東区柳橋 2-22-13	
地の変更		
	(改定後)	
	₹103-0004 ★★##	
	東京都中央区東日本橋 2-24-7	
	東京プラスチック会館 2 階	

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約 を締結しなければならない。
 - 2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。
 - 3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許 諾契約を締結することができる。

名称	所 在 地	
東京玩具製問協同組合	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4	Т
東京玩具工業協同組合	〒130-0005 東京都墨田区東駒形 4-16-3	M
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 5 階 〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13	Р
日本空気入ビニール製品工業組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 2 階 〒111-0052 東京都台東区柳橋 2-22-13	V
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-20-12	J
大阪玩具事業協同組合 (社)日本玩具協会大阪支部	〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1 玩具人形会館内	В
東京玩具人形協同組合	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 2-28-14	D
中部玩具人形工業会	〒451-0043 愛知県名古屋市西区新道 2-15-17	С
日本バルーン協会	〒166-0014 東京都杉並区松の木 3-12-11	R

(付則 平成 24 年 12 月 26 日施行)

この改定(制度要綱第6条第3項の表の「団体所在地」の改定)は、平成24年11月 27日から適用する。